ので、同法第48条第９項において準用する同法第８条第６項及び第124条の規定に基づき公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 24 年７月 24 日

東北農政局長　佐藤　憲雄

1　縦覧に供すべき書類の名称

北上川沿岸中田地区土地改良事業維持管理変更計画書の写し

2　縦覧期間

平成24年７月25日から平成24年８月21日まで

3　縦覧場所

宮城県登米市及び岩手県一関市の各事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 24 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年７月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社グランドアメニティ　齋藤　久雄　広島県広島市中区上八丁堀４－１　国土交通大臣許可（特－22）第23708号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 24 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年７月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社太陽の店　山本　正人　島根県鹿足郡津和野町後田ロ510　国土交通大臣許可（般・特－22）第18750号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 24 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年７月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セキスイファミエス中四国株式会社　松原　昇次　岡山県岡山市北区下石井２－２－５　国土交通大臣許可（般－20）第20227号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 24 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年７月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　前坂工業株式会社　前坂　光男　広島県広島市佐伯区三宅５－367－11　国土交通大臣許可（般－21）第18402号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年７月 24 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年７月５日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社海道　高橋　正憲　岡山県津山市中北下1198－５　国土交通大臣許可（特－22）第23699号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成24年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第１５９６号

北海道恵庭市駒場町１丁目４番16号

申立人　東　征四朗

本籍北海道恵庭市島松本町２丁目278番地、最後の住所北海道恵庭市福住町３丁目８番11、死亡の場所北海道恵庭市、死亡年月日平成18年11月24日、出生の場所宮城県栗原郡鶯沢村、出生年月日昭和６年７月１日、職業不詳

被相続人　亡　鈴木たみ子

事務所北海道千歳市千代田町６丁目７番地２　駿河千代田ビル６階　千歳法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙田周一郎

札幌家庭裁判所

平成２４年（家）第１７０４号

北海道芦別市北６条西２丁目９番地の11

申立人　双葉建設産業株式会社

本籍札幌市東区北51条東２丁目１番、最後の住所札幌市東区北51条東２丁目１番13号、死亡の場所北海道滝川市、死亡年月日平成21年12月４日、出生の場所北海道空知郡芦別町、出生年月日昭和26年11月３日、職業不明

被相続人　亡　有路　英博

事務所札幌市中央区大通西10丁目ＮＹビル３階　吉田康紀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　康紀

札幌家庭裁判所

平成２４年（家）第９０号

北海道稚内市中央３丁目13番15号

申立人　稚内市長　工藤　　広

本籍北海道稚内市恵比須３丁目１番、最後の住所北海道稚内市富士見５丁目1179番地の１、死亡の場所北海道稚内市、死亡年月日平成21年５月12日、出生の場所樺太本斗郡本斗町、出生年月日昭和16年６月16日、職業無職

被相続人　亡　三浦　敏視

事務所北海道稚内市大黒３丁目５番８号マキノ第３ビル３階稚内ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　真吾

旭川家庭裁判所稚内支部

平成２４年（家）第３１６号

岩手県盛岡市材木町７番34号

申立人　グリーンキャピタル材木町第一管理組合

本籍岩手県盛岡市肴町109番地、最後の住所岩手県盛岡市材木町７番34－406号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日平成20年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和33年４月21日、職業不詳

被相続人　亡　細川　裕美

事務所岩手県盛岡市神明町８番18号

相続財産管理人　弁護士　安達　孝一

盛岡家庭裁判所